

グループ企業に係る入札参加制限の疑義申立てに対する疎明について

年 月 日

堺 市 長 殿

業 者 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

年 月 日付けのグループ企業に係る入札参加制限の疑義申立てに対する疎明書類提出指示書の内容について、以下のとおり疎明します。

1 疑義申立てに対する回答要旨

	申立ての内容は事実とは異なり、グループ企業に該当しません。 なお、「2 グループ企業に該当しない理由」の記載内容及び別添疎明書類が事実と相違ないことを誓約し、事実と相違するときはいかなる措置を受けたとしても異議を申し立てません。
	申立ての内容は事実であり、グループ企業であると認め、当該案件の入札無効について異議を申し立てません。なお、同一案件に入札を行った経緯は「3 同一案件への入札経緯」に記載のとおりです。

いずれかに☑してください。

2 グループ企業に該当しない理由 グループ企業に該当しない場合のみ記入すること。

詳細 資本関係に該当するとして「グループ企業に係る入札参加制限の疑義申立てに対する疎明書類提出指示書」に記載のあった場合は、親会社等が子会社等の財務及び事業の方針を支配しているとされた理由について、事実でないことがわかる内容を、具体的かつ詳細に記載すること。	
---	--

3 同一案件への入札経緯 グループ企業による同一案件への入札があったことを認める場合のみ記入すること。

詳細	
-----------	--